

【第2回】 将来のまちのあり方について考えていきます 「市」になる場合の要件

問 政策企画課企画調整係 (☎ 286-3121)



府中町では、まちの都市的イメージやブランドのさらなる向上により、持続的なまちの発展や活性化につなげるために、市になること（市制施行）を含めた単独自治のあり方について検討を行っています。

今回は、府中町が単独で市制を施行する場合に満たす必要がある要件をご紹介します。

① 地方自治法

市制施行の要件の1つに「地方自治法」が挙げられます。この法律の第8条には、市制を施行するにあたって満たすべき要件を次のように定めています。

地方自治法(第8条)の要件	府中町の状況
1 人口5万以上を有すること。	令和2年の国勢調査では51,155人です。
2 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の6割以上であること。	戸数については今後調査しますが、近い指標として令和2年の人口集中地区人口では99.5%となっています。
3 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。	令和2年の国勢調査では76.5%です。
4 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。	次の②広島県「市としての要件に関する条例」で紹介します。

みんなで考えましょう!

住民の皆様への説明会 を開催します

単独自治のあり方を検討するにあたり、住民の皆様にご理解いただきながら進めていくことが重要です。そこで、住民の皆様にご説明し、広くご意見を伺うため、6月頃から説明会を開催します。

説明会の日時や会場など詳しくは広報ふちゅうや町HPでお知らせします。



町HPは
こちら▶

②広島県「市としての要件に関する条例」

市制施行には、都道府県の条例で定める「都市としての要件」も満たす必要があります。広島県の「市としての要件に関する条例」（昭和23年3月31日制定）では、要件を次のとおり定めています。

県条例の要件	府中町の状況
1 官公署が、3以上設けられていること。	交番が2、郵便局が7、駅が1あります。
2 学校教育法に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校が、3以上設けられていること。	高等学校が2あるほか、専門学校が2あります。
3 公私立の図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設を有すること。	公民館、図書館などがあります。
4 上水道、下水道、軌道又はバス事業等を、当該団体において経営していること。	下水道事業や町内循環バス事業があります。
5 銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比しておおむねそん色がないこと。	銀行・信用組合などの支店があるほか、多くの法人があります。
6 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近5年間増加の傾向にあること。	令和2年の国勢調査では横ばいとなっています。
7 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が、相当数設けられていること。	令和5年時点で、病院が2、診療所が42、歯科が28あるほか、映画館などがあります。
8 財政状況が他の市に比しておおむねそん色がないこと。	令和6年度の財政力指数は0.76で、県内23市町の中では4位です。

これら要件のうち、「①地方自治法」については、要件を満たしていると考えられます。また、「②広島県「市としての要件に関する条例」」についても、おおむね要件を満たしていると考えられますが、2や6の要件については解釈について確認を行う必要があります。

これら法律や条例で定められる要件は、人口や都市的施設など市として求められる水準を示したものです。府中町は、人口5万人以上を擁し、また、十分な都市機能を備えるなど市として求められる水準をおおむね満たしており、実態として既に市と遜色のない状態であるといえます。